

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和4年度定期監査（第1回財務監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和4年8月23日

千歳市監査委員 澤田 徹

千歳市監査委員 松倉 美加

| 課        | 指摘事項   | 講じた措置  |
|----------|--|--|
| 水道局経営管理課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託の契約において、契約書に規定されている業務処理責任者の選定通知書が受注者から提出されていないものがあった。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでは、受注者からの業務処理責任者等の選定通知書は、契約締結後速やかに、任意様式による提出としていたが、今後は、契約書作成時に当該選定通知書の様式（雛型）を受注者に送付して契約締結にあわせて作成及び提出を求めることとし、契約書を双方保持する時点で当該選定通知書の提出が完了しているように改める。なお、今後の事務処理において同様の誤りを繰り返さないよう、請負工事や業務委託などの工種別に必要な提出書類のチェックリストを作成し確認を徹底する。</li> </ul> |

（担当：水道局経営管理課）